

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 7 月25日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社宇佐美鋳油
【報告者の住所又は所在地】	愛知県津島市埋田町一丁目 8 番地
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 池田 賢生 / 同 田中 健太郎 / 同 福田 輝人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社宇佐美鋳油 (愛知県津島市埋田町一丁目 8 番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社宇佐美鋳油をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社グッドスピードをいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「第 2 回公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社グッドスピード

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

新株予約権

2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）

(3)【公開買付期間】

2024年6月26日（水曜日）から2024年7月24日（水曜日）まで（20営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

第2回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、第2回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年7月25日に株式会社東京証券取引所において、第2回公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,663,700（株）	1,663,700（株）
新株予約権証券	3,000	3,000
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	1,666,700	1,666,700
（潜在株券等の数の合計）	（3,000）	（3,000）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,780
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	30
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)	37,806
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	91.57

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年5月15日に提出した2024年9月期第2四半期に係る四半期報告書(以下「2024年9月期第2四半期報告書」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、第2回公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式も第2回公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、2024年9月期第2四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(3,783,500株)から、対象者が2024年5月15日に公表した「2024年9月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(64株)を控除した数(3,783,436株)に、対象者から報告を受けた、2024年3月31日現在残存しかつ2024年6月26日において行使可能である第2回新株予約権(730個)の目的となる対象者株式数(14,600株)を加算した数(3,798,036株)に係る議決権数(37,980個)を分母として計算しております。

(注2) 対象者が2024年6月25日に東海財務局長に対して提出した有価証券届出書(対象者が2024年7月16日に東海財務局長に対して提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)によれば、対象者は、2024年6月25日付の取締役会において、公開買付者を割当先として実施する第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)の実行について決議しているとのことであり、公開買付者は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,764,800株)の全てについて払込みを行う予定です。その場合、(注1)に記載の「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母として使用した対象者の議決権数(37,980個)に、公開買付者が払込みを行う募集株式(1,764,800株)に係る議決権数(17,648個)を加算した議決権の数(55,628個)を分母とし、「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」(34,780個)に、公開買付者が払込みを行う募集株式(1,764,800株)に係る議決権数(17,648個)を加算した議決権数(52,428個)を分子として計算した公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」は94.25%となります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上